

議案第26号

債権の放棄について（福祉局関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債 務 者 3の表に掲げる生活保護に係る債権42件に係る各債務者
- 2 債 権 の 内 容 3の表の債権の内容欄に掲げる債権
- 3 放棄する債権の額 下記の表の債権の額欄に掲げる金額の合計金22,072,147円及びこれらに対する遅延損害金並びに支払済みの返還金等に係る遅延損害金

	債権の内容	件数	債権の額
1	生活保護法（昭和25年法律第144号）第63条の規定に基づく返還金に係る債権	11件	金5,050,510円
2	生活保護法第78条第1項の規定に基づく徴収金に係る債権	20件	金15,844,274円
3	生活保護法第25条第2項の規定に基づく保護の変更の決定又は同法第26条の規定に基づく保護の停止若しくは廃止の決定に伴い過払となった保護費の返還に係る債権	11件	金1,177,363円

- 4 放 棄 の 理 由 債務者らが破産しており、当該債権の弁済を受けることができない見込みがないため

令和7年2月7日提出

大阪市長 横 山 英 幸

説 明

債務者らに対する生活保護に係る債権を放棄するため、この案を提出する次第であ

る。